

改正育児・介護休業法に関する学習会 報告

12月15日(木)18時から、TKP札幌ビジネスセンターにおいて「改正育児・介護休業法に関する学習会」が開催され、6産別(27単組)、4地協、1地区からあわせて63名の参加がありました。これは、改正育児・介護休業法が2017年1月1日に施行されるのを前に学習を深めたいという各産別からの要望をうけて、連合総合男女平等局の富高裕子局長を講師に招いて開催致しました。

冒頭、連合北海道男女平等参画推進委員会の浪岡努委員長から、育児や介護の休暇について「制度があっても使わなくては意味がない」として、学習が重要であるという趣旨の挨拶がありました。



続いて、富高局長から改正育児・介護休業法施行に向けた労働組合の取り組みについて講演を受けました。法改正により、育児関係では、子の看護休暇の半日単位での取得が可能になり、有期契約労働者の育児休業取得条件が緩和されます。介護関係では介護休業は対象家族1人につき93日まで3回を上限としての分割取得が可能になり、介護のための所定外労働の免除が、介護終了まで請求できる権利として新設されます。また、ハラスメントの防止措置も強化され、相談窓口の設置など、必要な措置が事業主に義務づけられました。

連合は、「すべての労働組合が取り組むべき課題」と「法を上回る要求として積極的に取り組むべき課題」の2本立てで取り組みを進めるとしています。例えば、有期契約労働者の育児休業についての「全ての労働組合が取り組むべき課題」は、「1歳以降も雇用継続の見込みがあること」という要件が規定されている場合は、これを削除するであり、「法を上回る要求として積極的に取り組むべき課題」は、「有期契約労働者の取得要件を撤廃し、無期契約労働者と同様に育児休業と取得できるようにする」となっています。これらはチェックシートがつくられているので、チェックシートを活用してとりくみをすすめることが重要です。

講演後、参加者から「公務職場でも人事評価制度が導入され、妊娠・出産で女性が不当に低い評価を受けている」という職場実態をもとにした質問が出され、富高局長からは「明らかに不利益取扱いにあたり法律違反である」という回答がありました。



今後も男女ともに働きやすい環境を実現するため、職場の点検活動をすすめて春闘などを通じて改善していくこと、また、法律を上回る協約を結び、職場に定着させる取り組みをすすめていくことを確認し、学習会は終了しました。

2017年度スローガン

見直そう意識、深めよう相互理解、共に創ろう男女平等参画社会!